

第三者評価結果

事業所名：SPACE KID 保育園

共通評価基準（45項目）

I 福祉サービスの基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者評価結果
【1】 I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
<コメント>	
理念・基本方針は、パンフレット・利用のしおり・重要事項説明書・職員ルールブック等に明記されています。理念は、「Kindly Imagination Dream（夢と優しさに満ちた、想像力豊かな人を育む）」で、その頭文字が法人名（KID）になっています。第二の家庭と思えるような、「心の落ち着ける場所」を目指し保育運営を展開し、保育方針として「心育・体育・知育・食育・連携」を掲げて、実践方法を工夫しています。「職員ルールブック」の読み合わせや職員会議等で、職員への周知を図り、入園説明会等で保護者に対しても周知が図られています。今後、理念等がより周知されるよう、具体的な取組みに期待いたします。	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者評価結果
【2】 I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
<コメント>	
保育ニーズの把握は、園の展望を考えていくために必須と認識しており、社会福祉事業全体の動向について、川崎市のホームページ・保育関連記事等から、運営法人中心に具体的に把握・分析しています。地域における利用者ニーズや動向については、施設長が幸区の保育園園長連絡会に参加し、地域における他園の動向や行政の動き等、様々な情報の入手にアンテナを張るようにしています。経営状況・コスト分析等定期的に開催される運営法人の園長会で報告されています。引き続き、利用者ニーズの把握を行い、事業経営をとりまく環境の把握・分析に取り組んでいきたいと思ひます。	
【3】 I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	b
<コメント>	
法人としての目指すべき方向性を軸に、組織体制・人材育成・財務状況等、経営的視点での組織運営について、改善に向けて取り組んでいます。法人内の園長会が定期的に開催され、経営状況や改善すべき課題について話し合わせ、役員間で共有されています（本園の施設長が代表理事）。本園は開所5年目と新しく、若い保育士が多いことから、各人材の成長や実践力が今後の経営課題の解決のカギになります。職員への周知はまだ限定的であり、課題の解決・改善に向けた対応を組織的に取り組んで行くことを期待します。	

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者評価結果
【4】 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	c
<コメント>	
理念や基本方針の実現に向けた目標を明確にしていますが、中・長期的なビジョンや具体的な方策を決め、実施の状況を具体的に示せるようになっていません。中・長期計画は、今後の組織体制・人材育成等の改善・整備や財務・事業内容等の見直しに必要だと思われます。制度改革等にアンテナを張り、健全な経営を行うためにも、経営課題や問題点の解決・改善に向けて、今後、中・長期計画を策定し、具体的な成果等を設定していただきたいと思ひます。	

<p>【5】 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 単年度計画は事業内容が具体的に示され、理念や基本方針の実現に向けた実行可能な内容になっています。保育に関する全体計画に基づき、話し合いをベースに各クラスの年間計画書が作成され、振り返りを踏まえ年間目標が策定されています。発育・食育・育児環境等バランスの取れたカリキュラムを実施し、単なる行事計画になっていません。施設長・主任の連携したリーダーシップとマネジメント強化への取組みにより、中・長期的なビジョンが明確になることを期待します。</p>	
<p>(2) 事業計画が適切に策定されている。</p>	
<p>【6】 I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 年度の保育や運営について、各クラス・各グループでの会議を通して振り返り、全体の議論の場を経て各クラスの年間計画書として策定しています。実施状況はあらかじめ定められた時期・手順に基づいて把握され、評価しています。特に取り組むべき課題や方向性については、様々な話し合いの場を設けることで定着・浸透が図られるよう取り組んでいます。今後、事業計画の策定と実施状況の把握が組織的に行われ、職員が理解することを期待します。</p>	
<p>【7】 I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 各クラスの年間計画の主な内容が、保護者等に周知されています。法人の理念・基本方針をベースに、毎年、年間保育カリキュラムを活動スケジュールとして立案しています。年度初めの保護者懇談会で、年間の行事計画等を分かりやすく説明・開示し、保護者により理解しやすいような工夫も行っています。例年、保護者懇談会で説明を行い、親子遠足・保育参観・運動会等の行事への協力・参加を促進するための周知を図っています。今後、事業計画を策定し、保護者等に周知することを期待します。</p>	

4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

<p>(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【8】 I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 保育の質の向上に向け、職員の自己評価や第三者評価の受審等、組織的に取組み、機能しています。組織的にPDCAサイクルに基づく取組みを実施しています。定められた評価基準に基づいて、毎年自己評価シートを活用し、自己評価を行っています。職員は、保育に対する姿勢・態度・作業・業務等の項目について5段階で評価し、主任・施設長と面談を行い、評価結果を検討する機会が設けられています。施設長の自己評価については、運営法人と分析・検討しています。今年度、初めて第三者評価を受審し、その結果を全職員で共有し、課題等がある場合は解決のための取組みを行う予定です。</p>	
<p>【9】 I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 年度末の職員会議で、年間の保育や運営について話し合い、課題の掘り起こしや抽出されたものを次年度の年間目標として明確にしています。課題を整理し解決・改善に取組み、園として保育の質の向上に努めています。職員間でも課題を共有化し、施設長が中心になり全職員で改善に取り組んでいます。また、行事实施後の保護者アンケートや職員自己評価シートによる評価を実施し、その結果を分析・検討することで保育の質の向上に努めています。今後も評価結果に基づく課題を明確にし、改善の努力を継続していただきたいと思います。</p>	

II 組織の運営管理

1 管理者の責任とリーダーシップ

(1) 管理者の責任が明確にされている。	第三者評価結果
【10】 II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
<コメント> 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し、理解を図っています。質の高い保育を実践し、保育目標を職員に明確に示すことが大きな役割と責任だと理解しています。施設長は運営に関する全てを把握し、その役割と権限について会議や研修で職員に表明しています。施設長は平常時のみならず、有事における役割と責任も職員に表明し、不在時の有事の代行責任を主任が担うことを明確にし、職員が認識しています。今後、施設長は自らの役割と責任を含む職務分掌等を文書化し、職員に対して周知が図られることを期待します。	
【11】 II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
<コメント> 施設長は、遵守すべき法令等や保育園の理念・基本方針・諸規定を十分に理解しています。施設長は法令遵守の観点での研修会・勉強会に参加し、利害関係者とも適正な関係を保持しています。「職員ルールブック」が運営法人で作成されており、職員に対しても遵守すべき法令等を周知させ、具体的な取組を行っています。施設長は、遵守すべき法令等の正しい理解は園を運営するに当たり重要であり、多岐に亘ると考えています。施設長は、保育園を取り巻く社会情勢や環境の変化等考慮し、節電・ゴミ対応等、幅広い分野にも取組んでいます。	
(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	第三者評価結果
【12】 II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	b
<コメント> 施設長は理念や基本方針を具現化すべく、保育の質の維持・向上に関する課題を把握し、改善に向けた取組を行っています。保育の質を向上するために、日常の保育についての現状を継続的に評価・分析を行い、保育関連の情報も職員に発信しています。施設長として、保育の質の向上は使命であると認識しており、理念や方針の職員への意識と自覚の浸透をあらゆる形で行っています。職員からの意見・要望に耳を傾けるための対話や個人面談の機会を設ける等、話し合いや内外の学ぶ機会の提供も行っています。若い職員が多く、引き続き日頃のコミュニケーション強化に取組んでいただきたいと思います。	
【13】 II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
<コメント> 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるよう指導力を発揮しています。職場はオープンでフラットな体制であり、職員の働きやすい環境整備等、具体的な取組を行っています。各クラスにノートパソコンを導入し、業務の効率化を図っています。有給休暇の取得や子育て中の保育士が働きやすいよう育児と両立できる環境を整備する等、非常勤職員も含めたシフトの作成により、職員の負担軽減・残業軽減にも努めています。引き続き、職員の声を聞き、経営の改善や業務の実効性を高める取組を期待します。	

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	第三者評価結果
【14】 II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
<コメント> 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立しています。法人に人事担当を配置し、法人系列各園の施設長と定期的な情報共有を図り、必要な人材確保に取組んでいます。ホームページや人材紹介会社の活用により、福祉人材の確保に努めています。職種・職階別の必要とする能力・技術を明記した「自己評価シート」を作成し、個人面談等により計画に基づいた職員の育成が行われています。職員配置を十分にし、職員への家賃補助等働きやすい環境を構築することで職員の定着率が高くなっています。若い職員の育成を図るために、OJT等の充実も期待いたします。	

【15】 II-2-(1)-②
総合的な人事管理が行われている。

b

<コメント>

法人の理念・基本方針に基づいた「職員ルールブック」を作成し、「期待する職員像等」を明確にしています。保育に対する姿勢・態度・作業・業務等の項目について5段階評価を行い、主任・施設長と面談し、昇進や昇給に生かしています。職員が必要としているキャリアアップのための研修や資格試験のための費用は、補助しています。職員の専門性や成長を評価し、納得できる評価制度や人事基準を開示することで、職員が自らの将来の姿を描くことができるような総合的な仕組み作りが今後の課題となると思われます。

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

【16】 II-2-(2)-①
職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

a

<コメント>

職員の有給休暇や時間外労働のデータは毎月確認し、職員の就業状況や意向を把握し、業務時間の平準化につなげています。職員との定期的な面談の機会を設け、職員が相談しやすい組織内の工夫をし、仕事上の悩みや困っていることがあればいつでも相談できる職場作りに取り組んでいます。職員の都合や事情による働き方への要望・提案は受け止め、シフトはワーク・ライフ・バランスに配慮して作成し、保育士の資格を持つ法人職員によるサポート体制もあります。多様な価値観や働き方に配慮するため一人ひとりの意向や声を聴く信頼関係の構築に努めることで、職員の定着率が高くなっています。

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

【17】 II-2-(3)-①
職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

b

<コメント>

職員の必要なスキルや自己管理能力等の「期待する職員像等」を組織として明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されています。職員一人ひとりの目標は目標設定シートに基づいて設定され、年度当初に目標設定シートを提出し、年度末に主任・施設長の個別面談を実施しています。目標設定は、目標項目・目標水準等、日頃のコミュニケーションにより職員一人ひとりの目標が明確にされていますが、目標期限を明確にし、進捗状況や目標達成度の確認も行っていたきたいと思います。

【18】 II-2-(3)-②
職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

b

<コメント>

園が目指す保育を実施するため「期待する職員像等」が定められ、職種・階層別に求められる専門技術・専門知識が明確にされています。職員のキャリアや役割により内容は違いますが、職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示し、それに沿って教育・研修が実施されています。研修後は研修報告書を作成し、施設長に提出することで理解度の確認を行い、研修報告書は全職員が情報共有できるようにしています。今後、年間の研修計画を策定し、研修計画の内容やカリキュラムも定期的に見直しを行うことで職員の資質向上に努めていただきたいと思います。

【19】 II-2-(3)-③
職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。

b

<コメント>

職種・階層別に必要とする能力・技術を明確にしており、職員の知識・技術水準・専門資格の取得状況等は施設長が把握しています。新任職員をはじめ若手職員の経験や習熟度に配慮したOJTが適切に行われ、担当職員も決めています。川崎市保育総合支援センターや神奈川県等の外部機関が実施する研修の案内は常に職員に情報提供しており、職員が参加を希望した場合は勤務時間内で参加できます。キャリアアップ研修の積極的な支援やWebによる外部研修の視聴等、非常勤職員も含めた全職員が研修に参加できるようになっています。引き続き、職員の習熟度に配慮したOJTの継続に期待します。

(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
【20】 II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。		b
<コメント>		
実習生の受入れマニュアルが整備され、実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明確にしています。インターンシップの受け入れ態勢を整え、専門職種の特性に配慮したプログラムを用意する予定です。開所5年目であり、またコロナ禍の中で導入実績（過去1回）は十分なものになっていません。「実習生指導のための研修」を含め、実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、養成校に働きかける等、これからの課題として積極的に取組んでいく予定です。		

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者評価結果
【21】 II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。		b
<コメント>		
ホームページ等の活用により、法人・園の理念や基本方針、保育の内容等が適切に公開されています。また、入園説明会等でも運営内容・書類関係や食育年間目標等の説明を行っています。園の基本方針・活動等を説明したパンフレット等でも存在意義や行事を説明し、運営の透明性を確保しています。今回の第三者評価の受審結果は、透明性を確保するため公表される予定です。玄関前に園の活動等を説明した掲示板を設置していますが、今後地域に向けた発信は大切だと思われることから、継続していくことを期待します。		
【22】 II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。		b
<コメント>		
福祉サービスを提供する主体として、公正かつ透明性の高い経営・運営のための取組を行っています。保育園の事務・経理・取引等に関しては、運営法人が定期的にチェック・見直しを行っています。また、税理士・社労士・弁護士は、運営法人の運営に関して外部監査を実施しており、園には法人から内部監査を受けています。川崎市の行政監査は年1回実施され、その都度改善を行っています。引き続き、園における事務・経理・取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任を明確にし、職員等に周知していただきたいと思っています。		

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者評価結果
【23】 II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。		b
<コメント>		
子どもが地域の人々と交流を持つことは大切な取組テーマと考えており、保育に関する全体計画の中で、地域との連携について記載しています。基本方針の中で「地域の保育にかかわるすべての人とのつながりを大切に」と掲げ、子どもが地域活動に参加するように心がけています。以前はハロウィン時に地域の商店街を回りましたが、現在はコロナ禍のため実施していません。毎日午前中に行う散歩時には、地域の方と挨拶をする等交流を図るようにしています。今後、子どもの個別的状況に配慮しつつ、自治会等地域の人々との交流の機会を定期的に設ける等の取組みに期待します。		
【24】 II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。		b
<コメント>		
ボランティア受け入れに関する基本姿勢を明確にしていますが、開所5年目であり、コロナ感染拡大も制約になっています。ボランティア活動は地域社会と保育園をつなぐ柱の一つとして考えており、大切な交流と位置付けています。地域の小学校の職場見学・中学校の職場体験・高校生のインターンシップ等が想定されますが、ボランティア受け入れについての事前説明等のマニュアルの整備が必要だと思われます。今後、コロナ禍の影響が少なくなった場合の体制整備に期待します。		

(2) 関係機関との連携が確保されている。	
【25】 II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
<コメント> 当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源と常に連絡が取れるよう努めています。幸区児童家庭課・幸区地域見守り支援センター等と密に連絡を取っており、特に家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応については、速やかに行政や川崎市中央児童相談所へ連絡が取れる体制が整えられています。また、川崎市南部地域療育センターとの連携により、発達に特性のある入所児や家庭への支援・サポートを行っています。今後、社会資源を明示したリスト等を作成し、共通の問題に対して関係機関と協働を図り、解決に向けた具体的な取組を期待します。	
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	
【26】 II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
<コメント> 関係機関や第三者委員である民生委員との意見交換や交流の場を通じて、変化していく地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めています。施設長は、幸区園長連絡会や幼保小連絡会へ参加し、地域の福祉ニーズの把握に努めています。入園希望の保護者から福祉ニーズを把握し、子育て等の多様な相談に応じ、実際の支援につなげています。今後も、地域の福祉向上のため、地域住民との交流を図り、地域の家庭に対する継続的な支援活動を行い、保育園の専門的な知識・技術の情報を地域に提供していかれることを期待します。	
【27】 II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<コメント> 把握した福祉ニーズ等に基づいて、園としてできること・やるべきことに取組んでいます。玄関前掲示板に、園の「給食だより」「ほけんだより」等を掲示し、地域の子ども支援につなげています。コロナ禍以前は、絵本の貸し出し等、積極的に保育園の存在をアピールし、地域の福祉ニーズに基づく活動に取組んでいました。引き続き、園が有する福祉サービスの提供や、専門的な情報を地域に還元する取組を行い、地域の子どもも育成支援や地域コミュニティの活性化に取組んで行くことを期待します。	

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

1 利用者本位の福祉サービス

(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		第三者評価結果
【28】 III-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	b	
<コメント> 理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が共通の理解を持つよう取組んでいます。子どもの尊重や基本的な権利に配慮して作成している「職員ルールブック」を全職員が所持し、定期的な読み合わせを実施し、職員が理解し、実践できるよう取組んでいます。名簿の配列や色の固定化等、性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮しています。また、給食に世界の食事メニューを取り入れる等、多様な文化を学ぶ機会も提供しています。子どもを尊重した保育について、規定等の作成で定期的に状況の把握・評価等が実施されることを期待します。		
【29】 III-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	b	
<コメント> プライバシー保護について、子どもの権利擁護に関する姿勢・責務等を明記した規程等が整備され、職員に配付される「職員ルールブック」にも守秘義務(プライバシー)への注意が明記されています。ホームページ等での写真・動画の掲載は保護者から同意を得、使用する際にも承諾を得ています。各クラスの保育室が専用スペースになっており、一人ひとりの子どもにとって、生活の場に相応しい快適な環境を提供しています。オムツ交換等はトイレ内で行い、幼児トイレにはドアを備え、着替えは密にならないようプライバシーに配慮した対応を行っています。今後もマニュアルの整備を含め、子どものプライバシーに配慮した取組に期待します。		

(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	
【30】 Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
<コメント> 利用希望者が保育園を選択するために必要な情報は、ホームページやパンフレット等に掲載し、理念や基本方針・施設の概要・保育の内容・園の特色等を紹介しています。設備の概要等に加え、職員体制・保護者に説明すべき事項等を記載した重要事項説明書等、保育園選択に必要な情報も提供しています。入園希望者への対応は施設長・主任が担当し、一日2組（午前・午後）として理念・基本方針や保育内容等について詳細に説明しています。年に1回パンフレットの見直しを行い、法人でホームページの見直しと更新を行っています。	
【31】 Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a
<コメント> 保育の開始時の説明と同意については、保護者の意向をできる範囲で配慮すると共に個別対応し、慣らし保育の期間として2週間設けています。入園時に取り交わす重要事項説明書を基に、施設の概要・職員体制・保育計画・利用に当たっての留意事項・緊急時の対応等、保護者に説明すべきことを分かりやすく説明し、同意書をいただいています。利用のしおり等で確認しながら準備物の説明もしています。入園後に大幅な変更をする場合は、再度同意書を取り交わし、保育内容が変更される場合は保護者が理解しやすい工夫や配慮を行い、担当が説明を行います。特に配慮が必要な保護者への説明についても適切な説明・運用が図られています。	
【32】 Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
<コメント> 保育園等の変更において、子どもへの保育の継続性を損なわないよう配慮した対応をしています。中途での転園時は、引き継ぎ文書等を定めていませんが、ケースごとに検討して対応を行っています。小学校就学時に支援が必要と判断した場合も、直接当該学校に説明し、引き継ぎを行っています。卒園後のケアが必要な場合は保護者の承諾を得た上で、保育の経過記録や成長の記録を提供しています。また、卒園後いつでも施設長・主任等が相談を受けられるようになっていますが、今後も保護者との信頼関係をベースに、子どもや保護者から相談を受けられる体制作りを期待します。	
(3) 利用者満足の向上に努めている。	
【33】 Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
<コメント> 「よく遊び、よく考える子ども・心身ともにたくましく元気な子ども・友だちや人を大切にし、思いやりのある子ども」を保育目標に、子どもとの関わりを大切にしています。子どもの満足は日常の保育の中でそれぞれの意見・要望を聞き、解決すべきことがあれば対応しています。保護者の満足度は、運動会・親子遠足等の行事開催後の保護者アンケートの実施や保護者懇談会で把握します。アンケートの結果は保護者に公表しています。意見箱の設置やICT（マチコミ）による保護者からの質問・意見にも対応しています。来年開催予定をしている個人面談等を含め、定期的に保育等について自由に話し合いを行い、改善につなげていただくことを期待します。	
(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。	
【34】 Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
【判断した理由・特記事項等】 苦情対応マニュアルがあり、それに基づいて保育園・第三者委員で連携し、対応しています。苦情解決の体制（苦情解決責任者、苦情受付担当者、2名の第三者委員）が整備され、苦情解決の仕組みが確立しています。苦情対応の概要として責任者・担当者・第三者委員の氏名を重要事項説明書に記載し、保護者等に周知しています。苦情解決の仕組みは掲示していませんが、玄関入口に「意見箱」を設置し、保護者が無記名で苦情を申し出しやすくしており、苦情内容については苦情受付処理簿に記録を残し保管しています。	

【35】 Ⅲ-1-(4)-②
保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。

b

<コメント>

保護者が必要に応じて、相談や意見が述べられる環境作りのため、日頃からの会話・交流の積み上げを大切にしています。また、連絡帳での情報交換や送迎時等の声かけで信頼関係を築き、話しやすい雰囲気作りをしています。相談や意見があった場合、施設長は保育士からの報告を受け、保護者から知り得た情報を共有しています。行事開催後の保護者アンケートや年2回保護者懇談会を行い、また、医務室を意見が述べやすいスペースとして活用しています。重要事項説明書に複数の相談方法について記載しています。引き続き、保護者との関係強化を期待します。

【36】 Ⅲ-1-(4)-③
保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

b

<コメント>

職員は、日々の保育の提供において、日頃から保護者が相談しやすく意見を述べやすいよう配慮しています。「意見箱」の設置・行事開催後の保護者アンケートの実施・保護者懇談会等、保護者の意見を積極的に把握する取り組みを行っています。苦情受付処理簿の記録等、相談や意見を受けた際の対応を定め、相談・意見の内容を職員が情報共有しています。保護者からの相談・意見は保育の質の向上や運営の改善に生かすよう心がけています。苦情対応マニュアルの定期的な見直しと職員の再確認等、組織的に対応できるよう期待いたします。

(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

【37】 Ⅲ-1-(5)-①
安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

b

<コメント>

施設長がリスクマネジメントに関する責任者となっています。危機管理マニュアルが整備され、事故発生時の対応と安全管理の手順等を明確化しています。園長・看護師中心の責任体制等、保育における安全管理体制が職員に周知されています。事故報告書で状況の分析と原因究明を行い、改善策・再発防止策を検討・実施しています。「安全チェックリスト」によるチェックを行うことで危険箇所等の発見・改善に生かしています。散歩道や公園遊具の安全確認も行い、事故防止に努め、子どもの安心・安全につなげています。引き続き、ヒヤリハットの分析も含め、安全確保・事故防止のため、全職員が同一の判断ができるよう期待します。

【38】 Ⅲ-1-(5)-②
感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

b

<コメント>

国が策定した「保育所における感染症対策ガイドライン」に則り、感染症マニュアルを作成しています。感染症が発生し蔓延しないように衛生管理を適切に実施すると共に、感染症予防に努めています。看護師が毎日巡回して子どもの体調に注意を払い、昼のミーティングで確認しています。感染症予防対策で室内の手に触れる場所(床・壁・天井・机・玩具等)全てを強制的に「まるごと抗菌(抗菌施行)」をした環境の中で、子どもたちが安心して生活できる万全の保育体制となっています。コロナ感染症対策として、保護者の家庭での体調チェックカードの報告等も定着していますが、今後、看護師不在時の対応とマニュアルの定期的見直しに期待します。

【39】 Ⅲ-1-(5)-③
災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。

a

<コメント>

災害時の対応マニュアルを策定し、組織的な取組みと災害時の対応体制を決めています。非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、定期的に職員に周知し、毎月1回の避難・消火・救出等の訓練や、引き取り訓練を実施しています。訓練は記録に残し、次回訓練に反映させており、定期的に消防署にも報告します。3歳以上児にはヘルメットが常備され、災害時には保護者・子ども・職員の安否確認にメール連絡網(マチコミ)を活用しています。食料・ミルク・水やオムツ等備品類の備蓄をしており、備蓄についてはチェックリストの作成と記録により、定期的な管理が成されています。

2 福祉サービスの質の確保

(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	第三者評価結果
【40】 Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	b
<コメント>	
保育の柱として「保育に関する全体計画」があり、毎年の年間保育テーマが提示され、年間カリキュラムをクラスごとに立案し、実践していく実施方法が確立されています。全職員が保育について標準的な実施方法が文書化された「職員ルールブック」を所持しており、定期的に読み合わせを行っています。保育については、常に目の前の子どもを観るという姿勢が求められ、保育実践が画一的なものになっていません。また、子どもの「生きる力」を育む保育方針により、子どもの権利擁護に立脚した保育が実践できています。標準的な実施方法が保育に提供されているか、定期的な確認が期待されます。	
【41】 Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
<コメント>	
保育実践の振り返りのために、全職員が参加する会議を年度末に設けています。園全体の提案・検討・すり合わせを通して、年間計画書は期ごとに、月案は職員会議等で検証・見直しが定期的に行われています。子どもが必要とする保育内容の変化に伴い見直しが必要であると認識しており、子どもたちに関する事情が変化するたびに、また職員や保護者から意見・提案があった場合は速やかに検証・見直しを実施しています。保育の基本的な手順が記載された「職員ルールブック」は適宜見直されていますが、定期的な見直しを実施されると尚良いでしょう。	
(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	
【42】 Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	a
<コメント>	
年間計画書は各クラスの担当が責任者として作成し、主任がチェックし、施設長が確認して適切に作成しています。保育所保育指針の改定があった場合は、その都度、全体計画の見直しを行っています。また、月間指導計画や乳児には個別指導計画が作成されており、子どものあるべき姿や発達過程に照らして検証・評価を行い、次の保育に生かしています。指導計画はクラスの保育士や関係職員も周知しており、日頃から保護者の意向や要望を聞き指導計画に反映しています。支援困難ケースへの対応は、ケース会議で検討し、適切な保育の提供が行われています。	
【43】 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b
<コメント>	
保育所保育指針に基づいて指導計画が作成されています。指導計画の全体的な評価・見直しは定期的な会議で行っています。計画の変更は、クラスの状況・子どもの状況の把握だけでなく、保護者の意向や要望も聞き、クラス担当や関係職員と話し合い、周知・確認をしています。年度末の会議では、保育の質の向上に関わる課題・運営上の課題等も明確にしています。指導計画の内容は、保護者懇談会等で保護者に公表し、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施しています。計画の見直しについて全職員が周知し、課題があれば継続して取り組んで行くことを期待します。	
(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	
【44】 Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
<コメント>	
カリキュラムの記録以外に、子どもの発達個人記録や、すこやか手帳が作成されており、入園から卒園までの発達状況を記録しています。また、乳児・幼児とも年4回、成長の記録として作成しています。個別指導計画に基づいた保育が行われており、その記録もあります。保護者への連絡帳の記録内容や書き方に差異が生じないよう「職員ルールブック」に記入方法が記載されており、読み合わせ等で指導しています。保育に関する記録等はクラウド上で職員が確認できます。毎日のミーティングや登降園ボードに加え、コンピューターネットワークを通じて、園内での情報を共有する仕組みが整備されています。	

【45】 Ⅲ-2-(3)-②
子どもに関する記録の管理体制が確立している。

a

<コメント>

個人情報保護管理規定により、子どもの記録の保管場所・保存期間・廃棄の方法に関する規定を定めています。子どもの記録類については法定保管年数が定められており、基本的には法定年数を遵守するようにしています。個人情報に関しては不適切な利用、漏洩がないことを入園時に説明し、保護者から書面で同意を得ています。子どもの記録は、鍵のかかる書棚で管理及び保管を行い、施設長が責任管理を行い、職員が使用する際には必ず了解・許可を取る仕組みを講じています。その扱いについては職員に周知徹底を図っています。

第三者評価結果

事業所名：SPACE KID 保育園

A-1 保育内容

<p>A-1-(1) 全体的な計画の作成</p> <p>【A1】 A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	<p>第三者評価結果</p> <p>b</p>
<p><コメント></p> <p>全体的な計画は保育園での生活を通して総合的に展開されるもので、保育理念「夢と優しさに満ちた、想像力豊かな人を育てる」を目的として、「生きる力」を育てる保育方針に基づき編成されています。児童憲章や保育所保育指針等の趣旨を捉え、保育理念・保育方針・保育目標や発達過程の実態等を考慮して作成しています。保育は専門性を有する職員が養護・教育・食育等を一体的に行っています。また、絵本・体操・英語等、園の特色も考慮し、編成しています。作成・見直し時に施設長・主任に加え、保育に関わる職員の参画を期待します。</p>	
<p>A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開</p> <p>【A2】 A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	<p>第三者評価結果</p> <p>a</p>
<p><コメント></p> <p>保育室の温度・湿度・採光等の環境は、常に適切な状態に保持しています。全保育室が安全を考慮した床暖房完備になっています。感染症予防対策で室内の手に触れる場所(床・壁・天井・机・玩具等)全てを強制的に「まるごと抗菌(抗菌施行)」をした環境の中で、子どもたちが安心して生活できる万全の保育体制となっています。また、昼寝コットの使用で睡眠時も衛生的で、シーツ等の衛生管理にも努めています。保健衛生マニュアルを活用し、園全体の清掃担当表が明記され、トイレは明るく清潔で、発達過程を踏まえた安全な工夫が成され、子どもが利用しやすい設備になっています。</p>	
<p>【A3】 A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p> <p>子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を把握し、子どもの状態に応じた保育を実践しています。0~2歳児は、毎月個別指導計画を作成し、幼児に関しても特別な配慮が必要な場合は指導計画の中に個人欄を設け、子どもの発達過程に合わせた保育を行っています。子どもが自分の気持ちを表現することを促し、表現が十分でない子どもには寄り添い、気持ちを汲んであげる等適切に対応しています。成功体験を増やし、褒めていくことで子どもたちの自信につながることを大切にしています。せかす言葉・制止させる言葉を不必要に用いないようにし、子どもの気持ちを大切に保育実践に努めています。</p>	
<p>【A4】 A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p> <p>子ども一人ひとりに寄り添い、発達に合わせて基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備と援助を行っています。子どもが自分でやろうとする気持ちを育み、自分のできることの達成感や自信が持てるよう援助し、健康で安全な生活に必要な生活習慣を身に付けることができるよう取り組んでいます。トイレトレーニングについては、保護者と連絡を取りながら、トイレへの誘導はその子の状態に合わせて声かけを行う等、個々の成長に応じた対応・支援を実践しています。着替えも自分でできることから始め、自分でできた達成感を感じられるよう配慮しています。</p>	
<p>【A5】 A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p> <p>子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境を整備し、自発性を発揮できるよう援助しています。園庭が無いので、身体を動かすことができるよう散歩を重視し、多くの散歩や公園で遊ぶ時間を確保しています。散歩コースは5コース程度あり、自然と触れ合う機会が多く、散歩時に地域の方と挨拶することで交流を図り、交通ルールを学ぶ等の経験ができています。週1回、2階ホールでカリキュラムとして体操の時間があり、身体を動かすことを楽しみながら身体機能の基盤作りを行います。年長児は牛乳パックやペットボトル等を使った廃材遊びで廃材を手に取り、制作意欲を高め、環境への興味関心を持ちながら表現することを楽しんでいます。</p>	

<p>A-1-(2)-⑤ 【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
---	---

<コメント>

安全な環境の下、一人ひとりの生活リズムを大切に快適に過ごし、健全な愛着関係を通して信頼感を獲得する保育に配慮しています。安心して生活できるスペースで、保護者との密な連携を重要視し、保育者との応答的な関わりの中で、個々の発達の姿を共有して保育計画を作り、実施しています。聞く・見る・触れる等の経験や、遊び・食事・休息を通じて集団生活を過ごし、身の回りに対する興味や好奇心を持つようにしています。家庭との連絡は、連絡帳での情報に加え、送迎時に対面で個々の様子を聞き、子どもを真ん中にした信頼関係作りに努めています。0歳児は発達が著しく、離乳・歩行等の個人差が大きい時期であり、職員・嘱託医等と連携し、子どもの状況に応じた保育を行っています。

<p>A-1-(2)-⑥ 【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
---	---

<コメント>

保育者の援助や関わりの中で、食事・排泄・手洗い・着替え等の基本的な生活習慣を身に付け、自分で行おうとする意欲を育む取り組みを行っています。子どもの自我の育ちを受け止め、子どもが自分の力で取組もうとする気持ちを尊重しています。一人ひとりの活動から集団の活動へ移行する中で、自ら意欲的に様々な活動に取組み、やる気と思いやりの気持ちを育みます。トイレトレーニングでは保護者との連絡を密に取り、子どもの発達状況に合わせています。生活の中で子どもができることには、なるべく手を出さず、自発的な活動を促すよう心がけています。3歳未満児は、様々な遊びを始める時期であり事故防止にも努め、保護者には送迎時に声かけを行い、情報を共有するよう配慮しています。

<p>A-1-(2)-⑦ 【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
--	---

<コメント>

3歳以上児の保育は、健康・人間関係・環境・言葉・表現を身に付け、園の教育が小学校以降の生活につながるよう計画しています。3歳児は基本的な生活習慣が概ね身に付き、集団の中で遊びを中心とした興味・関心のある活動を行います。4歳児の保育では集団遊びの中でのルールを共有し、生活の中で順序だてて行動していくことをねらいとして活動に取組んでいます。5歳児の保育は、集団の中で考えたことを自分の言葉で伝え、人の話を聞き、友達と協力して1つのことやり遂げる活動を行い、「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」についても身に付けています。年長児の制作物は幸区の作品展に展示し、小学校には就学前に保育所児童保育要録で伝えています。

<p>A-1-(2)-⑧ 【A9】 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	b
---	---

<コメント>

障害のある子どもの受け入れ実績はあります。障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、保育の内容や方法に配慮する体制はあります。園では、年齢で分けて発達に応じたグループ分けをし、子どもの状況と成長に応じた保育を行い、子ども同士の関わりに配慮して共に成長できるよう援助する体制を敷いています。職員は、障害のある子どもの保育について研修等により必要な知識や情報を得、必要に応じて医療機関や専門機関から助言を受けています。障害の診断を受けていないが入園後に発達の課題に気づいた場合は、個別対応で支援しています。今後、建物・設備等を含めた環境整備に期待します。

<p>A-1-(2)-⑨ 【A10】 それぞれの子どもに在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	b
--	---

<コメント>

個々の状況に応じて午後はゆったりとした保育に努める等、1日の生活を見通して、その連続性に配慮した子ども主体の取組みとなっています。各クラス専用のスペースで床暖房が完備されており、安全に配慮した環境を整え、子どもの状況に応じて穏やかに過ごせるよう人員配置等にも配慮しています。延長保育は希望に対応し、保育時間の長い子どもに配慮した食事等の提供を行っています。子どもの状況は常に職員間で情報共有し、職員・保護者間で、口頭・連絡帳等を活用し、連携が取れる体制となっています。子どもの状況については、「登降園ボード」により職員間で引き継ぎを適切に行っていますが、今後も継続していくことを期待します。

<p>A-1-(2)-⑩ 【A11】 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	b
--	---

<コメント>

全体計画の中に小学校との連携や就学に関する事項があり、それに基づく保育実践を行っています。小学校以降の生活や学びへとつながる保育内容の工夫を行い、その体制を作っています。コロナ禍以前は近隣小学校児童との交流、幼保小連絡会での職員による情報交換が行われていましたが、コロナ感染予防の観点から現状は十分なものになっていません。保護者懇談会では、就学を見据えた保護者の不安や必要に応じて発達面での支援を行う体制があります。担当職員が保育所児童保育要録を作成し、小学校と情報共有しています。今後、引き続き学童との交流や小学校との連携に取り組んで行かれることを期待いたします。

A-1-(3) 健康管理	第三者評価結果
--------------	---------

<p>A-1-(3)-① 【A12】 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	a
---	---

<コメント>

川崎市の「健康管理マニュアル」に基づき、一人ひとりの子どもの健康管理を適切に行っています。毎月園内で行う身体測定や1日1回以上の着替えを行い、必ず全身のチェックを行っています。入園時には必ず保護者にSIDSの説明を行います。午睡チェックではうつせ寝を厳しくチェックし、(0歳児5分・1歳児10分・2歳児以上15分)ごとのプレスチェックを行っています。子どもの体調悪化・ケガ等については、その日の内に連絡帳・口頭等で保護者に伝えると共に事後の確認をしています。看護師が年間保健指導計画を作成し、定期的に「ほけんだより」を保護者にメール配信(マチコミ)し、健康に関する方針を伝えています。

<p>A-1-(3)-② 【A13】 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	b
--	---

<コメント>

健康診断は、0歳児・1歳児は年6回(隔月)、2歳～5歳児は年に3回(4カ月に1回)、歯科健診は全園児年に1回実施しています。すこやか手帳(健康カード)や歯科健診結果を保護者に知らせ、記録することにより職員間で共有します。特に歯科健診の結果、治療の必要な子どもの保護者に対しては受診を勧め、かかりつけ医の受診結果を聞き、職員間で情報共有します。コロナ禍で歯磨き指導等ができていませんが、手洗い指導を取り入れる等、健康診断・歯科健診の結果が家庭での生活に生かされ、保健計画等に有効に反映されるよう取り組んでいます。今後、看護師不在中の場合の職員間の情報共有の取組みに期待します。

<p>A-1-(3)-③ 【A14】 アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	b
---	---

<コメント>

安全かつ適切に保育を提供するために、川崎市の川崎市健康管理委員会の指導の下、厚生労働省「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」の内容を理解し、子どもの状況に応じた適切な対応を行っています。園の給食では、アレルギー対応食(麦・乳・卵・ナッツ・そば・エビ・カニの入っている製品を除去)の提供をし、調味料も同様に対応したものを使用します。アレルギー対応として、別トレイを使用し、調理師・保育士等のダブルチェックを実施する等、誤食が無いよう注意しています。職員は、アレルギー疾患・慢性疾患等について研修等により知識・情報を習得していますが、全職員が研修等により必要な知識・技術を得ることを期待します。

A-1-(4) 食事	第三者評価結果
------------	---------

<p>A-1-(4)-① 【A15】 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>	a
---	---

<コメント>

発達年齢に応じた食育年間計画があり、食を通じて3つの食育年間目標を掲げています。安全で確かな食材を使用した食事を提供し、楽しく食べることを大切にしながら食育に取り組んでいます。食することは子どもの健康な身体と心を育て、継承してきた様々な文化を理解することと考え、自園調理による昼給食・おやつを提供しています。3歳以上児はバイキング形式になっており、個人差や食欲に応じて量を加減できるように工夫し、完食の満足感を体感できるようにしています。各クラスで決めた夏野菜をプランターで育て、自分たちの給食に出してもらいます。その日の給食・おやつのサンプルは事務所に展示し、人気のレシピは毎月の「給食だより」でも紹介します。

【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<コメント> 一人ひとりの子どもの発育状況や体調等に合わせた食事の提供をしています。食材は国産の物・食品添加物の無い物等を使用し、信頼できる地元業者等から仕入れ、魚介類・季節の野菜等を取り入れ、安全・安心な食事になるように努めています。2週間サイクルメニューで、2回目の提供時に食材の切り方や味付け等の献立に工夫をしています。季節や行事に合わせた献立に加え、世界の料理を取り入れる等、食育全体に力を入れています。調理師・栄養士は、クラスを巡回し、子どもの食事の様子を見ています。「衛生管理マニュアル」を基に、厨房内の衛生管理体制が確立され、衛生管理が適切に行われています。残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映しています。検食サンプルは2週間分保存しています。	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<コメント> 乳児クラスは、連絡帳を用いて園での様子や家庭での様子について連絡を取り合います。幼児クラスは毎日の活動の様子を保育室入口のクラスボードに記入し、シール帳で個々の園児の様子が確認できます。家庭との毎日の密な連携を心がけ、送迎時の声かけで日常的な情報交換を行っています。保護者からの悩み相談や意見がある時は、速やかに施設長に報告し、情報共有をしています。「園だより・クラスだより」「ほけんだより」「給食だより」等は、メール配信（マチコミ）を行い、家庭との連携を行っています。保育のねらいや保育内容について、保護者の理解を得る機会（懇談会）を設け、行事開催後の保護者アンケートを実施しています。家庭の状況、保護者との情報交換の内容等は必要に応じて記録しています。	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	b
<コメント> 登降園時の対話や連絡帳等で、保護者とは日々のコミュニケーションを取り、密に連絡を取り合うことで信頼関係を築き、相談・支援が行える体制が整えられています。職員は「職員ルールブック」に記載されている「連絡帳の書き方」を読み合わせしており、連絡帳では具体的な成長の様子や日々の事項を細かく保護者に伝えていきます。希望があれば随時、施設長を含めた個別面談の機会を設ける等支援を行っています。子育ての悩みや成長についての相談が多く、受けた相談内容は記録に残しています。保護者の思いや意向・要望・不安や悩み等の相談に対して、どの職員も同じように対応できる体制を構築していくことを期待します。	
【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
<コメント> 虐待等権利侵害の兆候を見逃さないよう心がけ、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めています。子どもたちの遊ぶ様子・表情や登降園時の保護者の様子を観察し、子ども・保護者の言動が気になる場合は職員間で情報共有を図り、状況の把握をします。毎日必ず着替えを行い、身体のチェックを行っています。少しでも疑いのある傾向が見られた場合は、幸区児童家庭課に連絡する等、園・関係機関で速やかに連携する準備ができています。職員は、園内研修・外部研修で虐待等権利侵害が疑われる子どもの状態や行動等をはじめ、虐待等権利侵害に関する理解を促すための取組みを行っています。今後、マニュアル整備と、職員へのさらなる研修等による周知徹底に期待します。	

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
<p style="text-align: center;">A-3-(1)-①</p> <p>【A20】 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>	b
<p><コメント></p>	
<p>保育士は、毎月の会議の中で子どもの活動や子どもの成長・意欲等について話し合い、保育の質の向上に向けた自らの保育実践の振り返りを行っています。保育実践は結果だけでなく、子どもの心の育ちや取組み姿勢等の過程を大切にしています。年に1回、自己評価シートによる評価を実施し、互いの学び合いや意識の向上につなげ、課題があれば一緒に考え、改善に向けて話し合い、保育の質の向上につなげます。研修受講の補助制度が行き届き、職員一人ひとりがより学び、スキルアップの意識の向上につなげています。全職員でお互いにさらなるスキルアップを図り、専門性の向上に努めていかれることを期待いたします。</p>	